

法教育推進協議会 第21回会議 議事録

日 時 平成22年2月15日（月）

午後2時00分～午後4時00分

場 所 法曹会館 高砂の間

議

録

大村座長 それでは、予定された時間になりましたので、第21回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、日本司法書士連合会の安藤委員の御退任に伴い新しい委員が御就任になりましたので、御紹介させていただきたいと思います。

司法書士の山本一宏委員です。

山本委員 よろしくお願ひします。私はこの研究会の一番最初の集まりのときからさせていただいておりまして、その間4年ぐらい、ちょっと用事で抜けさせていただいて、今回また安藤委員のかわりに入るということで、また我々のやっている法教育の中の消費者教育等々をさせていただいておりますので、そのようなものがまたいろいろな議題に上って御紹介できたらと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

大村座長 どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。

本日は、門川大作京都市長、それから大阪府知事特別顧問の藤原和博さんにおいでいただき、教育に関しての講演をしていただきます。まず門川市長、続いて藤原さんという順序でお話をいただきたいと存じます。

門川市長の御紹介をさせていただきたいと存じます。

門川市長は、京都市教育委員会の教育次長、教育長等を歴任され、平成20年2月から京都市長を務めておられます。また、中央教育審議会の委員、内閣の教育再生会議の委員なども務められ、教育に関し高い見識をお持ちです。法教育に関しましてもいろいろと参考になるお話を伺えるのではないかと思っております。

それでは、門川市長、どうぞよろしくお願ひいたします。

門川京都市長 皆さん、こんにちは。このような機会をいただきましてありがとうございます。ちょうど2月17日で市長就任2年になります。その前は30数年京都市の教育委員会一筋にやっておりました。

私は法教育に見識があるわけはないのですけれども、少し自己紹介を申し上げますと、京都の二条城と御所の間に生まれ育ち、今もその近くに住んでおります。市役所から極めて近いです。中学校、高校時代、余り勉強せずに、高校の卒業式はなぜかボイコットしました。当時はベトナム戦争が非常に厳しいときでした。そして京都は非常に学生の運動も活発でありました。そういうことに非常に関心がありまして、楽しい活動的な高校生活を送ったのですけれども、行く大学がなくて大学進学を断念して、家から一番近い市役所に就職して、たまたま教育委員会に勤めることになりました。そして、やっぱり勉強しなければいけないなと思って翌年から立命館大学の夜間に行かせていただきました。私はよくこういうことを言います。教育で大事なのは、落ちこぼさない、退屈させない。私は退屈はしなかった、しかし落ちこぼれたなど。しかし同時に、父親、母親が本当に比べない。私は6人兄弟の4番目でしたけれども、公立高校から国立大学へ、現役ですすとしていく子供もいましたけれども、大学進学できずに高校で就職する子供も一切区別しなかった。この父母の偉大さを感じています。同時に東京大学の入試がなくなった年でした。昭和44年3月、です。私には

余り関係ないのですけれども、時々、「門川さん、何で大学に行かなかったんですか」と言われます。冗談で「東大の入試がなかったからね」と言っているのですけれども、そんな時代でした。同時に、再チャレンジできる。私は立命館の夜間というところでもって学び直せたということあります。そして教育委員会、その当時、京都の教育は厳しい状況がありました。文部省対日教組、本当に厳しい厳しい状況のもとで、市役所の4階に教育委員会があるのですけれども、連日座り込みで団体交渉が続くという状況がありました。その中でいろいろなことを学ばせていただきながら、お教えいただき、育てていただいて今があります。

「共汗」と政策の「融合」で進める京都市の教育ということでレジュメをつくらせていただいている。

今の行政で何が一番悪いか。縦割り行政であります。あるいは二重行政、三重行政であります。三つ目は行政指導。この三つだろうと思います。この影響が学校にも来ています。例えば、この本を読ませていただいたら、法教育はすごいな、完璧だなと思いました。法教育をやらなければいけない、消費者教育をやらなければいけない、税教育をやらなければいけない、環境教育をやらなければいけない、食育をやらなければいけないと、こういう形でずっとおりてくる。ところが、これを読ませていただいて、例えばごみの出し方と環境教育と消費者教育を融合したらすばらしい実践的なものになるなと思うわけです。消費者庁が発足し、京都で京都出身の消費者委員会の松本委員長と一緒にシンポジウムをしました。消費者教育をマイナスからゼロにする、だまされない、こういうことではなしに、売ってよし、買ってよし、世間よし、文化行政としての消費者教育、環境行政としての消費者教育、例えば「ペットボトルのものは買わないでマイボトルを使いましょう。」というようなポジティブなものにしていく。そのことによって消費者教育の本来の目的が達成できる。だから、私は、徹底して政策を融合しよう、同時に共汗しよう、行政指導ではだめだ、ともに汗をかこうと、よく教育界でも言うのです。共通理解が大事だと。でも大抵共通理解はできています。共通実践が大事なのですが、行動につながっていない。だから、「共に汗をかこう」ということで進めております。

本論の道徳を中心とした話の前に、ちょっと京都の教育の歴史を振り返ってみたいと思います。

明治維新で京都は都の地位を失いました。天皇陛下はちょっと行ってくると言つていまだに帰つておられないのですけれども、そのときに、京都は10年20年たてばキツネやタヌキのすみかになるだろうと、こんなことを言わされました。そのときの先人達の行動であります。「竈金の精神」と言っています。明治2年に64の日本で最初の地域制の学校をつくりました。竈金の精神というのは、かまどのある家はみんなお金を出しあって学校をつくろうというものです。あるいはかまどの数ごとに出し合ったとも伝えられています。文部省ができたのが明治4年、学制発布されたのが明治5年。しかし明治2年に危機の中で京都人は地域制の学校をつくって、みんなで運営した。よき町衆を育てよう、子供さえしっかりと育てれば未来は明るい、こういうことを先人たちはやってきました。そのときに、子供を地域の宝として育てた。お金をみんなで出し、知恵を出し、汗をかいて育てていただいた。そのために学校をつくり、学校運営をされた。学校銀行なんてあるのですね。今で言うとファンドですね。そして金利で運営するとか、いろいろな工夫をされました。ホームページなんかに書かせていただいている。

私は、今、根底にある問題は子供観だと思います。一つは、「自分の子供だ」という親の子供観です。これが過保護になったり虐待になったりする。社会の宝として親が責任を持ち、同時に社会全体が責任を持ち子供を育てる。同時に子供は大きくなって世のため人のためにお役に立つという視線で育てる。この部分が、道徳教育、法教育、あらゆるものの中底ではないかなと思います。子供観をもう一遍きちんと捉えなおす必要があると感じています。

そんな竜金の精神でできた学校は、今どんどん統合しています。京都市域には、かつて308校、多いときは316校まで学校があったのですけれども、今は263校に統合しています。その伝統的な学校は都心部にあります。少子化で子供が減ってきており、あるいは人口のドーナツ化傾向で減ってきており、どんどん統合をする。京都は一番統合が難しいなんて言われていたのが、一番進んでいます。そのときにも地域の皆さんに考えていただいて、ボトムアップの統合をしています。子供の教育環境を守るのか、それとも学校を守るのか、明治の初めに学校をつくられた先人が今生きておられたら、子供が100人になった学校を守れとおっしゃるのか、子供の教育環境を守れとおっしゃるのか一緒に考えましょうということを言葉にしました。

京都は1,200年を超える悠久の歴史、輝かしい歴史があります。同時に、見方を変えますと、差別と偏見の歴史があります。同和地区、あるいは在日韓国・朝鮮人が比較的たくさん住んでおられるところがあります。大体華やかな、豊かな人がおられる隣に旧同和地区があります。京都駅をおりられたら日本で最大の同和地区がある。その同和地区の学校と、隣は本願寺様の前の非常に誇りを持っている、そういうことを誇りに思っておられるところと、それらの学校がこの4月に統合します。そのように、旧同和地区も、あるいは在日韓国・朝鮮人の方が非常に多く住んでおられるところも、その地域全体の学校の隣の学校との統合が、今、進んでいます。これは京都の市民力だと感じます。しかし、ほうっておいてもなかなかそういう市民力は發揮できませんので、市民力が発揮できるような仕組みとか仕掛け、きっかけづくりが大事だなと思っています。

レジュメの次に行きます。京都市の教育で最も大事にしてきたことは、一人一人の子供を徹底的に大事にするということで、あらゆる力、保護者、地域、大学、学生、経済界、専門家等に当事者意識を持ってもらって参画していただく、共に汗をかいいていただく。そのためにも、学校の教師が、親が、地域が変わらなければ、子供は変わらない。親の責任だ、地域の責任だ、こういうことを言います。そのとおりであります。親を、地域を変えなければならない。同時に、子供を変えなければ親、地域の信頼は得られない。この両方で果敢に取り組んできました。そして、徹底して現場を大事にしながら京都市の教育委員会も先人たちが頑張っていただきました。

堀川高校の奇跡とか西京の奇跡とかいうことを言われておりますけれども、進学実績が定期的に上がりました。しかし、進学実績が上がったことだけが注目されているのですけれども、そうではないんですね。東京都のある高校は、都立高校から優秀な先生を集め、先生を入れかえ進学実績が上がりましたということをホームページで書いておられる。京都市の学校は、堀川高校は先生を異動していません。西京高校も商業高校でしたが、定期異動以外は先生を異動させない。「勝ち組」「負け組」をつくらない。普遍性のないことはしない。同時に堀川、西京でできたことがすべての学校ができる。だからモデルをつくろう。同時に「勝ち組」「負け組」をつくらずに、モデルの学校でできたことを普遍化していく。こんな

取り組みを進めています。

それで、徹底的にそのために何をしたかと言いますと、「情報」を共有する。レジュメの後半の方ですけれども、情報を共有することによって「課題意識」「危機感」を共有する。それを「行動」の共有に高めて評価も共有する。「成果」「喜び」も共有していきたい。こんなことあります。

教職員にいつも連携が大事だと言ってました。しかし、連携連携というと、相手にも物事を求める。当然であります。しかしそれでは連携できない。連携とは「自己改革」から。「過去と相手は変えられない、自分と未来は変えられる」。学校の閉鎖的な体質、教師のそういう体質を変えていこう。そして同時に連携とは「重なり合う」ことだと。これは学校の責任、これは役所の責任、これは親の責任、こんなこと言っていたら絶対できない。連携とは「重なり合う」こと、お互いが重なって、お節介を焼いて連携していく。こんなことでやっています。

私は、今の人づくり教育に求められるもの、最大の課題は何だということ、これは法教育と直接関係するのですけれども、学校の学びと家庭生活、社会生活の乖離であります。それから学齢期の学びと社会に出てからの生きていく力との乖離であります。民主主義、選挙制度、国会の意義は、学校でしっかり教えています。そして半分の人が大学まで行くようになって、投票率はどんどん下がっていきます。大学の経済学部まで出た人がサラ金地獄に陥っています。京都は大学の町、したがってしっかりと消費者教育しないことにはだまされやすい、これをまことしやかに言うわけですね。大学生が一番キャッチセールス、サラ金にというようなことになっていく。食育を一生懸命やってきたのに定着しない。これは、そういう学びと生活とが乖離している、学びと大人になってからの生き方が乖離している。典型的なのは、私は宗教と経済と政治にあるなと思っているのです。戦前戦中の反省のもとに、国家神道の反省のもとに、学校の世界を宗教から隔離しました。あるいは経済活動、学校は金もうけの手段に使われたらいけないということで経済界から隔離しました。あるいは政治的な対立が学校教育に持ち込まれた、それと隔離しなきやいけないということで、そういうところから学校を無菌状態にしている。子供を教科書によつてすぐすぐ育てた。したがって宗教的な情操が育たずに、大学生がオカルトにはまついく、あるいは、先ほど言いましたように経済学部まで出て社会の経済が分からずにサラ金、あるいは政治的関心がどんどんと落ちていく、こういうことです。

それではどうしたらいいのか。これを徹底的に融合していくことではないかということで、子供の学びのフィールドを社会全体に、そして大人が生き方、働き方を見せて語る、そして社会体験、自然体験。私の好きな言葉が人間浴です。人間の力を浴び合う。こんなことを今生懸命やっております。

そのために学校で何をしてきたか。基礎となる取り組みとして知ってください。もう学校は徹底的に情報を開示していく。自由参観ですので来てください。今まで参観日と言っていたけれども、あれはうそだった、参観時間だった。月曜日のおはようの時間から金曜日の終わりの時間まで全部見せる自由参観週間をつくった。ある学校で先生が先頭を切ってやらされました。お父ちゃん、お母ちゃんも、おじいちゃん、おばあちゃんも、おっちゃん、おばちゃんも、ずっと1週間、朝から晩まで来てくれました。先生はくたくたになったが、2回目から平気になった。続いているうちに、先生大変だな、手伝うことあるかと、こういうこと

ですね。そういうことを知ってください、来てください、知恵・力を貸してください。そして地域から学びます。それで典型的な学校運営協議会をどんどん設置しています。161校で学校運営協議会を設置しています。クレーマーがいっぱいいます。一生懸命話を聞かせていただきましょう。同時に、あなたは子供のために何ができるんですかという問い合わせをしていく。そして参画していただく。こんな取り組みをしております。

レジュメの次に行かせていただいて、「しなやかな道徳」ということです。これは河合隼雄先生の命名であります。河合隼雄先生と京都市は長い御縁をいたしました。私が教育長に就任したときですけれども、道徳の問題について徹底的にやりたいということで話をさせていただいて、いろいろな取り組みをしています。日本で道徳教育を一生懸命やろうという人は、真ん中の人と政治的にどちらかというと右寄りの人と思っているのです。人権教育、差別のない教育をやっていこうというのは真ん中の人とどっちかというと左の人だという間違った概念があるのです。道徳教育はすぐれて人権教育です。人権教育、差別をなくす教育、人間の尊厳を認め合う教育、すぐれて道徳教育であります。文部省の道徳教育の研究指定を西日本で初めて10数年前に受けたときに、あえて同和問題で非常に頑張り、人権教育を一生懸命やりました。あれは在日韓国・朝鮮人が一番多い学校でやりました。そのときに文部省の人から、一致させてやっておられるなど、こういう評価いただきました。これも全国的にはどうしても乖離しているのです。また、最近ですと、道徳教育を人権教育とごまかしているんじゃないか、こんな批判があつたりします。それをきちんと融合していく。根幹は同じだと思います。

それで、道徳教育を平成13年に、河合先生が座長になって、河合先生からいろいろな御指導をいただいたのですけれども、欧米では宗教が根底になっている。なかなか日本では宗教は根底になりにくい社会状況がある。神様、仏様が根底にならないのだったら、民の声は神様の声だろということで、みんなアンケートとろうじゃないかということで、「やっていいこと悪いこと、みんなで考えてみませんか」というアンケートをとりました。大人88項目、子供66項目、これも意識と行動を問いかけるのですね。それでやりましたら、1万人アンケートと言っていたけれども、2万2,300人に答えていただきました。非常におもしろかったです。感謝の言葉とか、あいさつとか、そういうことは大体共有できているのです。ところが、歩きながら物を食べないというのは一番極端に違うのです。変わっているのです。これはおもしろいなと思いました。その上で、キーワードは、「はっきり教える」、「しっかり見せる」、「じっくり語り合う」、「たっぷり体験」です。教える道徳と型にはめる道徳と、人を大事にする、物を大事にする、こんなのは考えないでいいのだと。進路とか深く考える道徳と、子供のときにしっかりと枠にはめてしまわなければならない道徳とごちやまぜにして、押しつけだとか、押しつけでないとか言っています。私はよく「かたち」と言うのです。型と血。スポーツでもお花でも、あらゆるものに型があります。型に知恵を、血液を流していく。だから最低限の型は要る。型をしっかりと教えて、そして知恵を、ハートをきちんと入れていく。このようなことを道徳でやっております。それで、京都ならでは、保護者の方々と一緒に道徳の授業をやろうと。こんなことをやっています。

それから、「便きょう会」ということをやっていますけれども、一昨日も朝6時半に家を出て、嵯峨中学校という中学校で、地域の人や子供たち、先生と一緒に便所掃除をずっと続けています。子供たちもしっかりと大人が見本を示したらやってくれます。

あるいは長期宿泊学習、自然体験学習を全校で実施していくう、1週間の宿泊体験学習をやっています。

その次に、「生き方探究チャレンジ体験」ということをやっております。資料の3、4を見てほしいのですけれども、キャリア教育ということがよく言われるのですけれども、京都では「生き方探究教育」ということで、発達段階に応じてどういうことを教えていくのか検討しています。その次のページにこういうものがあります。幼稚期から小学校から高校まで、どの段階でどういう力を身につけていくのか、この中にきちんと法教育も包含されていると思います。

その次にレジュメの方に行きまして、「しなやかな道徳教育」ということで、先ほど言いました、このアンケートに基づく実践であります。道徳と言うと、これだけでも裁判所に訴えられたり監査請求を受けたり、特定のイデオロギー教育をやろうとしているとか、いろいろなことを言わされましたけれども、できるだけ市民の意見によって運営していくうというものです。

その次に、「生き方探究館」というのをつくりました。学校の学びと社会生活、あるいは学齢期の学びと大人になってからの学びを融合させていくためにということで、統合で閉鎖された学校に、例えば小学校5年生、全校児童が学びます。区役所があり、銀行があり、お店屋さんがある、そういう店をずっとつくるのですね。子供は、区役所の職員にも、区長にも、お店の店員にもなる。同時に市民として消費者にもなる。それを3回繰り返しまして、最後、お金がもうかつたら、利益が出たら税金も納める。まず区役所に行って住民票を登録して、銀行で電子マネーの口座を開設して、消費者になったり会社員になったりして、最後に区民集会をやる。そして、1回目は赤字だったけど最後は黒字になった、そして税金を納めたとなったりします。そうすると、最後に私が行ったときには区長が、皆さんから納めていただいた税金を1円もむだなく使いますなんてことを言うのですね。そういうようなことをやっています。それを全部、企業と市民のボランティアで運営しています。そういうような取り組みをしています。この間、中川参事官にわざわざ来ていただきましたけれども、ここに裁判所があつたり弁護士事務所があつたらもっとおもしろいかなというようなことを言っておられました。スチューデントシティ、これは小学生。事前に学校で10時間の事前学習をして、当日6時間の授業をやって、あと総括を2時間やる。こういうようなことをやっています。中学校はファイナンスパークというのをやっています。説明は割愛します。

その次に、レジュメの6ページになるのですけれども、特別支援学校ですね。社会全体で育てるということはどういう意味があるかということです。京都では「総合支援学校」と言っているのですけれども、肢体不自由の子供たちの就職は比較的進むのですが、知的障害の子供の就職は非常に厳しいです。何とかしたいということで、平成16年に職業学科を設置しました。そして、高等部1年で6週間、2年で10週間、3年で14週間、10社以上の企業で学ばせていただきます。デュアルシステムというのは、同時にという、学校でカリキュラムをつくりながら企業と一緒に学ぶ、これをやってきましたら、おかげさまで、41人から44人の生徒が3年間、全員就職しました。生きた会社で社員の皆さんから学ぶことがいかに子供を伸ばすかということを実感いたしております。ある企業ですけれども、初めは、うちの会社にはそういう体制がないと。でも、その一生懸命やっている方が社長に言ったら、うちの会社にも社員で障害のある子供がいる家もあるだろう、受け入れようと

いうことで、実習を受けていただきました。そのときに、実習は受け入れますけども、うちの会社で雇うことを前提じやないですよということを何遍も念を押されました。ところが結局、その子はその会社に勤めました。そして、その子の次も次も続いていっています。これはすごいことだと思います。41人から44人、毎年就職できるということは、一つの授産施設をつくるようなことになるのです。税金を高くして福祉政策でやることも大事であります。同時に、みんながノーマライゼーション社会のために一汗かいてお互いが尊重し合えるような社会をつくることも道徳教育の根底ではないかなと思います。

道徳教育のことにちょっと触れたいと思います。京都市は道徳教育に徹底的にこだわってきました。まず日本の教育で何が問題かといったら、一つはスタンダードを示さないことです。だから、小学校5年生の指導計画はこれだけなのです。これが1年生から6年生まで学年ごとにある。新採の先生でも、例えば理科の初めての5年生の1時間目の授業はどのようにするか、モデルをつくる。その評価をどうするのか。道徳も、これはこのうちの道徳だけを取り出したものです。道徳の授業の苦手な先生もやる。新採でもできる道徳の授業をずっと展開する。これも現場の先生がやる。こういう教材をずっとつくる。それと同時に、これをコピーして配って授業ができる。だから、先生の創意工夫でやるということも大事です。しかし、いろいろな苦手な人もありますから、そういうカリキュラムを共有していこう、そして実践していこうと、これが全部学年ごとにあるわけです。そんなことをしております。

あと、河合先生と一緒にやっていた道徳教育をこういう本にまとめて発信すると同時に、より深めていきたい。この「しなやかな道徳」というのは河合隼雄先生の命名でして、「かたくないけれど折れない」、こんな意味でつけていただきました。

最後になりますけれども、社会全体で学ぼうということで、例えば中学2年生1万人が3,700の事業所で5日間学ぶ。それによって一番変わったのは、もちろん子供ですけれども、学校の先生も変わりました。企業へ行ってお願いして受け入れてもらう。その間に子供の様子を見に行く。あと感想を聞きに行く。これは先生の最高の研修の場でありました。同時に、受け入れていただいた企業の方々、事業所の方々から、「今どきの中学生と言ってるけど自分の時代よりも向き合えばしっかりしているな」、こんなこともあります。

本来の法教育に戻りますけれども、大人の生き方、社会の在り方、全体で子供に本当の姿を見せて、そして学ぶこと、学ばせること、同時にそういうことをすれば大人も変わっていくということを感じます。

ある生き方探究チャレンジ授業でこんなことがありました。不登校の子供に、今は5日間やっていますけれども、始めたころは3日間でした。女の子なのですけれども、学校の先生が何遍も家庭訪問して、どこへ行きますか、おかし屋さんへ行きますか、幼稚園、保育園へ行きますかと聞きました。その子は老人福祉施設に行きたいと言いました。そして老人福祉施設に行きました。そうすると、いつも部屋にこもっている子供が、お父さんが夜遅くに帰ってきて御飯食べるときに、横に座って、今日こんなことがあった、あんなことがあったと言って生き生きとしゃべりました。最後の日におばあちゃんの世話を一生懸命したら、おばあちゃんがありがとうと言ってくれた、自分でも役に立っているのかと思うと涙が出そうになったと、その不登校だった子供が言うのです。お母さんが、「あんたのためだから勉強しろ、あんたのためだから学校へ行けと言い続けたら学校へ行かなくなってしまった。ところが、おばあちゃんのお世話をしたら涙が出るような気持ちになったと。私の教育間違ってたですね」とお

っしゃるのです。社会全体の中で法教育も道徳も生き方も学ばせることの重要性が今の教育の最大のポイントじゃないかなと思います。したがって、細かい分野を切り口にしてやっていくことも大事ですけれども、それが普遍性を持っていく、そんな取り組みを進めていきたいなと思っています。また学ばせていただきます。よろしくお願ひします。

大村座長 どうもありがとうございました。

限られた時間の中で非常に盛りだくさんの興味深いお話を伺いました、皆さんもいろいろお考えになるところがあったかと思います。門川市長に御質問等ある方がいらっしゃいましたら、どうぞお願ひいたします。いかがでしょうか。

安藤委員 授業参観をオープンになさった結果として、現在地域の方々が学校の現場でどういう協力の仕方をなさっていらっしゃるのですか。

門川京都市長 レジュメにあります、こういうものが広がっています。こういう教育が、161校に学校運営協議会をつくりています。学校運営協議会というと、学校の運営方針を承認するとか、学校にいろいろな意見を言うとか、学校教育を評価するとか、どうもこういう感じがあるのですけれども、京都市の学校運営協議会は、学校の支援組織、ボランティア団体だという位置づけです。保護者や地域の代表、有識者が公募委員も必ず入れて学校運営協議会をつくり、その中に企画推進委員会をつくるのです。大体100名ぐらいでやっています。その中に、学校評価部会、学校支援部会、安全部会、図書館部会、国際化部会とか、いろいろな部をつくります。そして、私も時々行くのですけれども、行くと全体会は20分で終わる。あとはこういう部会をやるのです。そして、放課後に図書館を開いているとか、あるいは国際交流している、外国語に訳すとか、そういうことをやってくれます。学校と地域社会の垣根ができるだけ低くして、親も学校に来てもらう、地域も学校に来てもらう、同時に子供は地域社会に出していく、こういう関係をつくっていく、そのために一番大事なのが、学校の閉鎖的体質はやめようというものです。開かれた学校づくりなんて声高に言う人が意外と閉鎖的でありますから、根底になる取り組みとしてそういうことをしていこうとしています。

もう一つあるのですけれども、すべての学校で外部評価、保護者、地域の方に学校評価をしていただき、同時に子供に授業評価をさせるのです。そのときに京都が一番大事にしているのは、資料2ですけれども、「自らを振り返り」、「互いに高め合う」評価です。例えば、児童生徒による評価ですけれども、先生やお友達の話をちゃんと聞けましたかということです。自ら進んで本を読んでいますか、先生はちゃんと質問に答えてくれますか、授業は分かりますか、どうも評価というと評価対象をまな板の上に置いて、あそこが悪い、あそこがいいとか、こればかりやっていて、自らは振り返りません。その評価はダメです。親にも、「学校のことについて家庭で話していますか、学校から配られるプリントなどは必ず見ていて、PTA活動や地域の行事に積極的に参加されていますか。」ということを聞いて、「子供は学校に喜んで行っていますか。」ということも聞きます。ですから、学校評価システムというより、子供の育ちのために学校と家庭と地域、三者がいて、評価者が評価の対象者にもなります。子供の学びと育ち全体の評価システムにしていく、互いが批判し合う関係から、足りないところを足し合い高め合う関係をつくりいくためにまずしたことが、学校の情報を開示しましょう、学校にどんどん来てもらいましょうということでした。JR東海が「そうだ、京都へ行こう」と言っていましたが、「そうだ、学校へ行こう」という形に

すると垣根がなくなる。こういう取り組みです。

大村座長 安藤さん、よろしいですか。

安藤委員 はい。

現状で、例えばクレーマーの親とか、子供の中でもまだ脈々といじめの問題とかたくさんあると思います。先ほどの学校の垣根をなくし、の者すべての情報を開示してみんなでつくり上げていく教育という中で、クレーマーの親とかいじめの問題とが改善されるという見通し

門川京都市長 改善されるという確信のもとにやっているわけですが、そう簡単なものではありません。ですから、同時に学校問題解決支援チームというのを立ち上げました。弁護士さん、鑑別所の方、PTAの代表、地域の代表、臨床心理士にも入っていただいて、学校からこういう事例がありますということについて、駆け込み寺と言ったらちょっと不適切かもしれませんけれども、専門家が集まって処方箋をつくります。こういう取り組みも京都市独自でやっています。あるいは、自立支援チームというのをつくりまして、子供が学校外で犯罪になることをしたら、年齢によっては、逮捕されたりします。学校内で、先生を殴るとかいうようなことに対してそれは、もちろん法的な措置も大事ですけれども、同時にその子を学校任せにしないで、教育委員会に自立支援チームというのをつくって、事例に応じてきちんと対応ができるようにしていこうとしています。なかなか京都市の段階だけでは難しいわけですけれども、それを何とか、法務省関連も警察も、縦割り行政あるいは二重、三重行政を廃して、子供の学び全体を見ていくような機構になってほしいなと思います。子ども・若者支援法ができましたけれども、この辺がこれからの課題かなと思っています。一人の子供についてきちんと初期の段階で対応しておかないと学校全体の荒れになってしまいます。それを何とかきちんとしたいなと、こういうのを教育委員会独自にいろいろな取り組みを始めています。

安藤委員 ありがとうございました。

大村座長 ほかにいかがでしょうか。

坂田委員 日本司法支援センターの事務局次長をしております坂田と申します。

御質問したいのは、学校教育、特に小中学校教育の中で部外者、先生以外の人が学校へ来て教えるということについてどのようにお考えかということです。例えば法教育の分野でも、裁判官とか、検察官とか、弁護士とか、司法書士とか、そういう法律家が学校に行って教えるということがあってもいいかな、大切かなと私自身は思っているところなのですけれども、そこは学校の先生方が主にやるべきであって、部外の人が入ってくるのは、多分教え方はうまくないでしょうし、いかがかというお考えもあるでしょうし、そういう専門家が姿を見せて子供たちと触れ合う機会を持つということにそれなりの意味がもしかしたらあるかもしれない。そういうところで、法律家その他の外部の人が学校教育の中に入ってくるということについて、現状京都市でどうなのかということと、今後どのようにお考えかということでお話しいただきたいと思います。

門川京都市長 その根底になるところをお話しさせてもらったつもりなのですけれども、まち全体を子供の学びの場にする、同時に大人はみんな先生になる、こういうコンセプトであります。それで学校と社会との垣根をできるだけ低くする。子供にあらゆるところへ行ってもらう。同時にお百姓さんや法律家など、社会のいろいろな人が学校の中に来て教えていただ

く。今一生懸命やっていますのは、薬物の問題で警察が来て中学校全校でやっていこうと考えています。今、それを大学にまで広げていこうということをやっているわけですけれども、そういうことをやっています。専門家に直接教えていただくということは非常に大事だと思います。そのときに、事前の打ち合わせをきちんとしてもらうことはもちろん前提ですけれども、これは今どんどん進めております。このごろは授業の確保とか狭い意味での学力とかいうことを言いますので、なかなか難しい面があるのですけれども、私は、後伸びする力をつけるということをきちんとしてくれれば、授業が少し遅れても、教科書の進度が遅れても、しっかりと学ぶ意欲、種が植えられるということですので、外部の専門家が学校の中に入ってきていただくことは非常に大事だと思っています。そういう意味で、法教育推進協議会でも、京都でモデルとなるような取り組みをしていただければ有り難いなと思っています。

大村座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございましょう。

笠井委員 今の点とも少し関係するかもしれないのですけれども、学校の先生方の役割としてどこまでのものが求められるかというところがあると思うのです。そういう専門的な、あるいは法教育とか経済、消費者教育とか、あるいは金融的な経済教育とか、そういったものはいろいろ難しい専門的な問題が出てくると思うのですけれども、そういうことについて、外部の専門家がやる方が教育として効果的なのか、それとも学校の先生がふだんの子供たちとの交わりの中、その関係でやるのがいいのかというあたりも御意見があればお伺いしたいのです。

それとの関係で、先生方の御負担というのもいろいろあると思うのです。伺っていると、親御さんとのいろいろな関係とかありますので、大変お忙しいだろうなと思う中で、先生方の御負担という観点からも、今のような新しい教育をこれから学校に入していく場合の問題点とか、そういうものについてのお考えがあれば伺いたいのですけれども。

門川京都市長 法教育の部分では、京都でも弁護士さんに学校へ来ていただいて裁判員制度の授業なんかをやっていたらしていますし、そういうことを皮切りにいろいろなことをしてみたいと思っています。

学校の教師が責任を持ってきちんとやる部分と、専門家のお知恵、また実体験を生かしていただく部分があります。ちょっと話が変わって申しわけないですけれども、今、うちでは食育をやっているのです。日本料理アカデミーというのが京都にあります。今の会長が「菊乃井」の村田さん、前会長が「瓢亭」の高橋さんです。京都のそうそうたる料理屋さん、仕出し屋さんが、五感で感じる食育をやろうということで、学校に入つて授業をします。例えばだし巻きです。45分の授業で、1回目は昆布だし、かつおだし、合わせだしをつくる。それを子供たちが飲んで一緒に味わう。その次の授業では、だしまではPTAの皆さん方がつくつておいて、だしと卵とまぜてだし巻きをつくる。だし巻きの文化を子供たちに教える。例えばそういうことです。その次はだしで大根を炊いてみる。ある料理屋さんの若手の方がやってくれるのですけれども、小学校3年生3クラスで同じように合わせだしをつくって大根を炊いた。二つのクラスでは合わせだしで炊いた大根がおいしいようだ、ある一つのクラスでは湯がいただけの大根がおいしいと言った子が多かった。同じように授業をしたけど何でだろうと、こういうことを言うのです。日曜日の晩9時から反省会をやるといって料理屋さんでやるのです。日曜日の9時から反省会、私は多分一杯飲むんだろうと思って行

ったら、出たのが1時でして、4時間にわたって喧々諤々で、そういうことをみんなで言い合ってられました。そうすると、そこにまた京都大学の藤木先生という食育家で一生懸命やっている先生が、小学校3年生で味覚は育っている、湯がいただけの大根が大根の味がするという、多分それは何人かの子供がそう言ったのがすり込まれたのだろうと。そうすると、次ですね。ハンバーガーがおいしい、牛丼がおいしい、そういう子供を3年生までに育ててしまうのか。昆布だしがおいしい、かつおだしがおいしい、合わせだしで炊いた大根がおいしい、大根の味がするという子供を育てるのか。これは学校の先生だけではできない。残念ながら今家庭でできない。それを外部の専門家が来て実際にやる。そうするとそういうことができるのですね。だけど料理屋さんの御主人だけで全校の授業はできないから、じゃあ食育指導員制度をつくろうということで、今度はPTAの人や地域のおっちゃん、おばちゃんたちにそういう指導をして食育指導員になってもらおう、そういう人が学校が入ってきて学校で教えようということをやりました。これは食育の例ですけれども。

一昔前は大家族で、あるいは地域社会が、あそこにうどん屋さんがある、あそこに料理屋さんがある、額に汗して働いているおっちゃんやおばちゃんがいる、子供が勝手に学ぶ場があったと思うのです。これが全部核家族になり、食事は分離し、学校は純粋培養のような教科書による教育をし、これをどうしていくかということで、ちょっと例が悪かったのですけれども、法教育も外部の専門家の知恵ということで法律家もどんどん学校へ来ていただいて教えていただく、こういうカリキュラムを一緒につくりながら専門性を発揮していただく。こういうことが大事じゃないかなと思います。

理科教育でも、理科の屋台教育といって、屋台みたいにして、京都のいろいろな企業、堀場製作所とか京セラとかが理科教育の授業を出前してくださる。そういうことをやっています。非常に意義のあることで、そのことが会社の社員教育にとってもいいと言っていただいている。

大村座長 よろしいですか。

ほかにいかがでございましょうか。

村松委員 今の食育指導員制度、これも一つのヒントかなと思ったのですが、外部の人を学校に呼ぶ、外部と一緒に子供を育てる、それは非常にすばらしいと思うのですが、学校が外部の講師を呼ぼうとした場合に、京都市の場合には個々の学校の先生であるとかPTAのつてで呼ぶという形になるのか、それとも行政あるいは教育委員会、といった組織として呼ぶような仕組みがつくられているのか、つくられているとしたら、更にそれをよくするにはどういうことが必要か、あるいは私たちに望むのか、その辺をお聞かせいただけますか。

門川京都市長 今の食育の部分は、初めは18校で始めた研究指定校的なものを、やり出したらおもしろいということで、文科省の支援もいただきながら教育委員会と日本料理アカデミーと一緒に子供を育てています。しかし、これは一定段階になると学校に任せていきたいと思います。

こういうことがありました。私も教育長時代に現場をずっと回ったのですけれども、たまたま行ったときに目の不自由な方が盲導犬を連れてきて、盲導犬の授業をしているのです。すばらしい授業でした。私はいつも名刺に点字を打っていて、ありがとうと言ってその方に名刺を渡して帰ってきたら、しばらくしてその方から手紙をいただきました。あの学校はたまたまバス停で先生に頼まれて行った、あるところはちゃんと校長先生が頼みに来た、時に

は子供が頼みに来るときもある、そして、茶菓子だけのところもあれば、交通費プラスいくらかくれるところもあるし、きちんと整理してください、その方がいいんじゃないですかということでした。それで私はお電話させていただいて、御提言はそのとおりですけれども、やめておきますと。例えば、たまたま河合隼雄先生の話なのですけれども、河合先生が日文研の所長をしているときに地域の校長先生が河合先生に頼みに行って、小学校6年生の授業を3クラスの先生をそろえてやればとなりました。そうすると、それが続いて、河合先生も在職中ずっとやられたし、日本文化研究所の教授が6年生の授業をボランティアでやられるのです。これは教育委員会でシステム化したらできません。地域の熱意があるからできるのです。だから、バス停で会った人に頼まれて行ってくれるのだからいいんじゃないですか、これをシステム化したら心がなくなりますから、もちろん京都市もお金がないんですけどと言いましたら、「よく分かりました。」という話でした。

地方分権、地域主権。地域主権というのは中央政府と地方自治体との権限と税財源の配分のような議論があります。それも大事であります。しかし、私は、例えば京都市なら京都市、京都市教育委員会なら組織内分権、できるだけ教育委員会の権限を校長先生に委譲する、学校運営協議会に委譲していく、それで学校運営協議会には当事者意識を持ってやってもらう、これが一番大事だと思う。教育委員会ではあまりシステム化するために人手を使わず、学校が当事者意識を持って、熱意で、偉い人でも来てくださるということをやっていく方が近道じゃないかなと思うのです。そのために、私は教育再生会議のときにもいろいろ言いました。「学校運営協議会にファンドでもつくれませんか。」と。

もとに戻るのですけれども、文部省がないときに地域の人が籠金で学校をつくった。そして、みんなが当事者意識でやっているときは随分みんなが参画していった。日本人というのは完璧な制度をつくってしまいますから、完璧な制度をつくると地域と離れていく、そしていろいろな人、教師の資格のない人が学校へ授業に行ったらおかしなことを教えてしまうのではないか、学校の専門家に任せましょうというようなことを言って、学校と地域、学校と親が離れていきました。これを何とかしていこうとすると、原点の、地域の子供は地域で育てよう、そのためには親も地域も学校運営に参画し、同時に評価も共有し、一緒に汗をかこうとなります。そのために、私立の学校だったら寄附したらすぐ教育に還元されるけれども、地域の学校に寄附もして、そしてみんなで育てていくという、地域立の学校に近いようにした方がいいんじゃないかな。そういうことができない学校に公は支援していく。それが本当の地域主権じゃないかなと思います。自立した市民がどんどんと育てられて、そして当事者意識を持って地域の子供を育てる、その育つための学校をやっていく。だから、今、京都市では、例えば学校の先生の異動を組織内公募しているのです。ある小学校で、一人は定年で二人の先生が出ていく、3人の新しい先生が要る。そのときには、例えば大村小学校で3人の現職の先生を募集します。そうすると応募してくださる。校長先生、教頭先生と学校運営協議会の代表で、うちの大村小学校をどうして希望されましたかと面接する。この先生いいなと思ったら、これでいいですよと教育委員会に言って、それを確認して異動する。こういうことを始めているのです。教育委員会が全部仕切らない。腕力の強いところに集まってしまうのではないかとか、いろいろな問題もあるのですが、そういうことを試行錯誤しながらも、これをやっていくのが本当の地域主権ではないかなということで一生懸命やっているのです。

村松委員 ありがとうございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

ほかにも御質問、御意見を述べたいという方がいらっしゃるかと思いますけれども、きょうはもう一方お話をいただくことになっております。特にということで御発言がなければ、門川市長のお話に対する質疑はこれで終わらせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくございますでしょうか。

非常に興味深いお話を伺いました、教育の活力を維持するためにどういうことが必要なのかということについて我々もたくさんことを学ばせていただいたと思います。今後、法教育推進協議会の取り組みをしていく中で参考にさせていただきたいと考えております。

門川京都市長 ありがとうございます。地方自治は民主主義の学校と教えてもらいましたが、なかなかそれが実感できません。しかし、地域の子供を地域で育てよう、そのために学校と地域と親が連携していろいろなことをやろうというのが何か民主主義の学校として実感できるような感じがします。それで、子供は地域のかすがいだな、こんな感じで今進めております。よろしくお願ひします。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきたいと存じます。

次は藤原和博さんに御講演をいただきます。

藤原さんは、株式会社リクルートに勤務された後、平成15年に東京都で初めての民間人公立中学校校長として杉並区立和田中学校の校長に御就任になられました。和田中学校においては、決まった答えがない題材をもとに、情報編集力と応用力を養う〔よのなか〕科の授業などの取り組みをされ、大変に話題になったところでございます。現在、大阪府知事特別顧問間に就任されておられます。本日はその〔よのなか〕科の授業を実際に見せていただけるということですが、法教育についても大変参考になるのではないかと思っております。

それでは、藤原さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

藤原氏 よろしくお願ひします。DVDは最後にやりますので、20分ぐらい別にやりたいと思います。

門川市長とは教育長の当時から二人タッグでこういう場に呼ばれることが結構ありました。なぜかといいますと、実は本当に門川さんと知り合いになりましたのは一、二年前なのです。私、門川さんを知らずに和田中学校という1校の校長を5年間やっていました。その間、京都市では門川さんが教育長をされていたのです。二人は全く知らなかつたのですが、5年間あけてみると、やったことが非常に似通っていました。

まず、地域社会の力をどのように学校に取り込むかというようなことについて、建前で学校を地域に開くということを言う人はいっぱいいるのです。実は文科省ではもう10年も前からその標語はあったのですが、だれもその具体的な手法を提示できていなかったのです。要は、校長が、例えば地域の重鎮、相変わらずの自治会の会長とか商店会の会長と飲みに行って、機嫌よく2軒目3軒目まで行った、それを称して「地域対策」と言っていたり、そういうことが公聴会の場で発表されてたりするという非常にレベルの低いことが行われていたわけです。

それに対して、例えば私の場合には、〔よのなか〕科という授業を地域に開放してしまって、大人と子供が一緒になって学ぶ。つまり、大人の生涯学習と子供の学校教育を、週に大

体28コマから32コマありますから、1コマ、2コマをあけて、毎週一緒に授業を受けるはどうと。それで、1足す2は3という授業を受けたって大人はつまらないですから、そうではなくて、大人でも迷ってしまうような、例えば死刑は廃止した方がいいのかどうなのか、あるいは赤ちゃんポスト問題ってどうなのか、裁判員制度ってどうなのかとか、そういうことをディベートしていったり、そういうことを大人と子供でやる。正解は出さない。正解なんてないのですからね。というようなことで、そういう学校の開け方をした。地域社会の人たちを内部に入れ込んで、和田中の場合には図書室の運営をすべて任せることまでやっていました。門川さんがやられたこともほとんど机上の空論が一切ない。私もきょうはすべて実証済みのことしか語らないつもりでいるのです。そういう学校を開くということについて具体的なアクションが非常に似ていて、例えば、土曜日の補習に大学生をどんどんボランティアで組織的に呼び込んで、和田中の場合には、今、30人から40人ぐらいのボランティアが、毎週のことになりますので大体10人ずつぐらいですけれども、土曜日に午前中3コマ、子供たちのその週に出た宿題ぐらいはやってしまおうよという、これは低学力対策で下支えの方なのですけれども、そういう働きをしてくれています。半分ぐらいが教員を目指す人、それ以外は、そういうボランティアをやれるのだったらうれしいという、今の学生はそういう意識がありますので、そういう子が来ています。門川さんのところでも、京都は大学生が豊富ですから、ものすごくそういう動員を図ってやられている。実は、学力テストの結果が非常に高かった秋田などは、私は教育長とも非常に親しく話す仲ですが、あそこにはあまり大学生がいないのです。じゃあそういう補習をどうしているかというと、やっぱり必要ですから、高校生を組織的に、教育長名で小中学校に動員して、それはボランティアとして単位に認めるというような感じのことをやっているのです。そういう具体的な、地域にどうやって開いたらいいのか、これが京都と和田中1校が非常に似ていた。

というようなことで、じゃあそれが大阪で通用しないわけがないということで、橋下さんに頼まれて、橋下さんの教育改革を、この1年やったのですが、大阪もものすごく動いています。先ほど言いましたような大人と子供が一緒に学ぶ〔よのなか〕科の授業は、恐らくこの4月ぐらいから250校ぐらいでスタートしますし、後で皆さんに体験していただく、法教育を含みました、模擬裁判を含みましたそういう授業が広がっていくということになります。これは、〔よのなか〕科の授業が大阪がずっとやってきました人権教育の精神にも非常に合っているということで、大阪府独自の「こころざし科」という教科にして、道徳と相互の時間を使ってやりたいというようなことで取り組んで、この教材の開発が終わっているというような感じです。ですから、京都で行われていること、和田中1校で行われていることはほかで導入不可能なことでは絶対ありません。大阪のような難しいところでそれを導入することが可能なのですから、これが全国に広まらないのは、後ほど私が示すような理由によります。先ほどから各委員の皆さんがある程度の知識をもつていて、それがなぜ広がらないかということについて何度も質問されていたと思いますが、私がこれを最後にきっちり理由を示して、きょうは30分の話を終わりたいと思っています。

最初に、門川さんもお話の中でそういうことをおっしゃっていましたけれども、私も前座というか、教育界の雑感、無駄話を二、三分してみたいと思うのです。

それは何かと言いますと、とにかく教育界ではこの10年15年、世の中で何かが問題に

なりますと、その名前のついた教育がおりてきたわけです。例えば環境問題が大事だと環境教育がおりてくる。それから、ITが大事だとIT教育がおりてくる。経産省が非常に働きかけたりします。それから、農林省が米が大事だということになりますと米を食えという教育が来るのです。大体パンフレットがつくられまして、そのパンフレットが学校を流通網にするような形でおりてくるわけです。それに大体イベントがついていたり、場合によっては、私はどれほど米を食ったかという作文を書かせてそれを表彰したりします。これはちょっと極端な話でやりましたけれども、そのようなレッテルつきの教育というのが物すごく降ってきまして、今私が申し上げた以外でも、福祉ボランティア教育、国際理解教育、これから多分消費者教育というものが来ますよね。というようなことで、もう有象無象ですね。恐らくそれらは全部大事なことなのです。物すごく大事なことなのですが、こういう委員会で例えば法教育が大事だということになったときに、それを、じゃあパンフレットをまとめましょうということでパンフレットをまとめて学校現場におろしてきても、それほど効果はないということを最初に申し上げておきたいと思います。現場が混乱するだけです。

それではどうしたらいいかなのですが、新学習指導要領に法教育が大事でないなんてことは書いてありませんので、これをこう解釈をして、教科書会社が2015年、16年の教科書の改訂でこれを改訂してきます。今ここに幾つかの公民の教科書がありますが、法教育が一番大事なのは恐らく中学校3年生の公民の教科ではないかと思います。中学校3年生の公民という教科ですね。地・歴・公民といいまして、大体1・2年生で地理・歴史をやりまして、3年生で公民をやるのです。この教科が経済・法律・政治、現代社会の諸問題をすべて含んでいるわけです。もちろん小学校でも社会科の授業をやられていますけれども、小学校のときは割と地理っぽいことが多くて、それから自分の郷土を知ろうみたいな調べ学習が多いのです。ですから、社会のこと、私たちが生きているこの社会のことを体系的に学ぶのは中学3年の公民の授業になるわけです。この公民の教科書の中身を変えていくまんと教育は変わりませんし、更に言うと、中身が変わるとどうなるかというと、ここにありますが、このような教師用の指導書というのが必ず教科書にはあるわけです。これを教科書メーカーはつくる義務があるわけです。これがないと教科書が売れないということもあるのです。ここにもそれが示されなければいけないし、例えば参考にこういう授業をやることもできますよではなくて、このようにやりなさいというぐらい強い指導がなければ多分変わらないのではないかと思います。こういう教科書に載る、そして指導書に載るということは、大学の教職課程でも、教員になろうとする大学生にそれらが教えられなければいけないということになります。そこが皆さんの到達点になるんじゃないかなと思うわけです。そのヒントになることをきょうは申し上げたいと思います。

まず、今から、教科書で法教育がどのようになされているかを非常に簡単にぱっと振り返っていただき、次に、私が【よのなか】科でこの10年間やっている方法について、皆さんに模擬授業を10分だけやってみたいと思うのです。多分こういう委員会で模擬授業なんて恐らく前代未聞だと思うのですが、私は国会でもやりましたので。二人ずつ組んでいただいて検察側と弁護側に分かれることをやっていただくのですが、本職がどちらでもですね、というようなことでちょっと楽しんでいただく。その後に、じゃあ子供たちがそういう授業、模擬法廷の授業ですが、どのように楽しむか、それを8分ぐらいのビデオで最後に見ていただこうかなと思います。そして一番最後に、なぜこういう授業が普及しないかの理由

をびしっと述べて、それで恐らく質問がなくなってしまうんじゃないかなという感じがあるのですが、そういう順番にしたいと思います。そういう順序でよろしいですか。

では、まず教科書です。ここで法教育、大体憲法と人権というのは一番最初にやりますけれども、その後に法律というのは6ページぐらいで扱われています。最初の2ページで大体三審制のこと、要するに簡易裁判所から地方、最高裁判所、これですね。次の2ページで民事と刑事です。そして次の2ページでは三権分立です。大体6ページです。例えばこんな感じです。刑事裁判。「他人のものを盗んだりわいろを受け取ったりする犯罪行為について有罪・無罪を決定する裁判です。犯罪が起きると警察官と検察官が犯罪を捜査し、罪を犯した疑いのある者（被疑者）を探し、証拠を集めます。場合によっては被疑者を逮捕したり拘留したりします。被疑者の容疑が固まると、検察官は被疑者を被告人として裁判所に起訴します。裁判所は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰を言い渡します」。まことに簡潔な文章なのですが、これで子供たちが分かるかという話です。まず分かりません。つまり実感として分からぬと思うのです。知識として覚えろと言われれば、もう丸暗記して覚えて、テストで大体、今私が読んだ中に太い字で書いてあるゴシック体の文字が4文字ありますので、そこが括弧になっていたりしますから、それを覚えるというような感じになります。でも、テストが終われば忘れてしまいますが。日本の教育はそういうことを繰り返しているわけです。教師用の指導書にも、例えばあるケースについて模擬裁判をやってみましょうみたいなことはきちんと指導していません。ですから、日本じゅうで小学校、中学校が3万校ございますけれども、私の感覚では、小学校、中学校3万校の中で模擬裁判のようなことをやっている学校は1割もありません。もしかしたら1%の範囲かもしれません。それぐらい日本では法教育についてはリアリティのない知識の教育だけが行われていると御理解いただいているんじやないかと思います。私は不思議なのですが、子供たちに法律を教えるのに、なぜ少年法から教えないのかということなのです。つまり、憲法といつても子供たちにとって非常に遠いのです。あるいは刑法・民法といつても、それも遠いです。そういう意味では、一番近いのは彼らの身近な少年法で、とりわけ中学生に関して言えば、なぜ少年法から教えないのかというのが非常に不思議なのです。どの教科書も少年法から教えている教科書は一個もありません。というようなわけで、私はそういう逆転の発想で身近なところから教えるべきだと思っているわけです。

では、せっかくですから、ここで10分ぐらい模擬授業を楽しくやってみたいと思うのですが、まずお手元のワークシート、7番の「少年法を考える（その1）」、イギリスのバルガー事件というのを開いていただけますでしょうか。私がやっています〔よのなか〕科は大体週に1回で、中学校の3年生を標準としていますが、これは小学校の6年生でもできますし、高校生以上であれば大人まで全部できます。裁判員の一つのシミュレーションをやるというような感じですね。必ず2週にわたってやることにしていまして、1週目にやるのがこのバルガー事件のケースです。ここで何をやるかというと、裁判というのは、例えば、いかに凶悪な犯人に見えても、それを感情的に、例えば子供たちの場合には、このケースを読めば、つるし首だとか市中引き回しの上獄門みたいなことを当然言うわけです。ですが、そのように感情的に法を犯した人間を罰するわけにはいかないのよ、それを論理的にきちんと裁いていくのが裁判というものだという、そういう法の精神というものを、口で説明するのではなく、体感させていくというねらいを持っていました。その後に日本でのケースを実際にや

ってみます。2週もしくは3週、これは4週ぐらいに延ばしてもいいところです。

最初に事件の概要を皆さんに読んでいただきたいと思うのです。

「1993年2月、イギリスのリバプールで事件は起きた。当時10歳のボビーとジョン。ふたりの少年は、学校を休んで近くのストランドというショッピング・センターで万引きをしていた。そこで彼らは、ジェームス・バルガーちゃん（当時2歳11ヶ月）と出会った。一緒に買い物に来ていた母親からふと離れて遊んでいたジェームスちゃんは、ふたりにおもしろがってついていった。彼らはジェームちゃんの手を引いてショッピングセンターから連れ出し、あちこちと連れ回したあげくに、立入禁止の線路の引き込み線で、この2歳の幼児をいじめぬいた末に殺してしまう。石や金具で何十回と殴ったうえ、線路の上に死体を放置したのだ」。

これは実際に起こったケースです。私、実はリクルート在任中に1993年からイギリスに行きました、2年半、ヨーロッパで成熟社会の何たるかを学んでいたのですが、ちょうどその1993年、この事件の裁判がすごい話題でした。なぜなら、罪を犯したのは10歳の少年なのですけれども、裁判長の判断で裁判直後に彼らの写真と実名が全世界に向けて公表されたのです。そういうことはまれだったので大変話題になった事件です。

また、日本でも長崎で起きた事件がありましたね。幼児を駐車場の屋上に連れ込んで裸にして落として殺してしまった事件です。あのとき、ニュースステーションでは久米さんが何度もこのバルガー事件に似ているということで引用していましたので、何人もの皆さん気が知っているんじゃないかなと思います。

この事件を聞かせますと、子供たちは非常にショックです、当然。そこで、すぐに私は、この少年たちがどんな罪を負うべきか聞きます。君たちだったら最初どう思うというようなことをですね。こんなのもう死刑だと、いやいやそこまではとか、いろいろ意見が出ますが、総じてきつい方の、厳罰の方の意見が出るわけです。それを出しておいた上で、では実際の裁判で検察官が最終弁論で何を言ったか、弁護人は何を言ったか。これは実は「子どもを殺す子どもたち」という本の中できちんと日本語訳されているものなのです。それを読み上げまして、要点をここに書きなさいと、こういうようなことをやります。その後にワークシートの右側になるわけです。

ワークシートの右側、これの意図は、質問1、2、3と論理的に彼らの罪を確定していくことにあるのですが、まず一つは、この10歳の二人の少年は、この殺害で役割を果たしたのかどうか、つまりかかわったかどうかですね。これはかかわってないということはあり得ない。証拠もいろいろ出ているし、実際の殺した現場の目撃者はいなかつたと思いませんけれども、いろいろなものが残っていたので、これはノーであるはずがない、イエスだと。

次です。被告人は殺害時に自分のとっている行為が非常に悪いことだと判断できたかという判断能力の問題です。日本でもここで裁判が非常に争われるわけで、あの光市の殺人事件でもここが非常に争点だったと思います。こういうことをやりますと、当然テレビで見るそういうニュースでも、子供たちの頭の中はそれとつながっていくことになりますので、テレビのニュースへの関心も高まるということになります。分かりますよね。心身の喪失だと、耗弱だと、そういうことがどのように争われるのか。ここでもし頭がはっきりしていて非常に悪いことだと判断できたと判断するのであれば、初めて3に行きます。

その下、つまり、これは殺意があったかどうかという最後の決め手ですね。大人だったら

殺意があれば当然死刑という形になるでしょうし、そうでなければ傷害致死だったり、そういうようなことになるのでしょうか。

そのように論理的にきちんと決めていく、これが裁判というものだということをまずここで学ぶことになります。よろしいでしょうか。

次です。ワークシートの裏側を見ていただいて、これをシミュレーションしてもらいたいのです。ロールプレイというのかな。これを学んだ上で、少年法についても弁護士のゲストを呼んで解説を加えます。その後にこのケースです。非常にシンプルなケースです。これも読んでいただけますでしょうか。

「中学3年の少年A（15歳）は、仲間からナイフを手に入れた。その後、少年Aはお金を脅し取ろうとして、ひとけのない貨物鉄道の引き込み線に少年Bを呼び出した。少年Bは、少年Aの「金を出せ！」という要求に応じなかった。すると少年Aは、隠し持っていたナイフを少年Bに向けた。少年Bは、「そんなガキっぽい脅しにのるか！このバカ野郎！」とののしった。少年Aはこれに腹を立ててナイフを突き刺した。少年Bは即死した。さらに、少年Aは少年Bの財布から金を抜き取り、死体を貨物鉄道の線路上に放置した」。「貨物鉄道の線路上に放置した」というところがちょっとバルガー事件にもかぶるようなケースとしてつくれています。

皆さん、シンプルにこれを聞きになって、この前後の事情を知らないでこれだけお聞きになつたら、皆さんだったらこの少年Aを厳罰に処するか、やっぱり保護だと思うか、ちょっとこの場で手を挙げていただけますか。感情の赴くままで結構です。済みません、後ろで聞いていらっしゃった方も全員参加していただけますか。門川市長もね。いいですか。

では、これは厳罰だ、当然じやんと。厳罰。はい、おろしてください。ここまでやつたってやっぱり保護じやないのと。——分かれますよね。ここからディベートをするというような感じになるわけです。

恐縮ですが、厳罰とした方はワークシートの右の枠の「検察官」のところ、保護とした方は次の「弁護人」というところに、なぜ厳罰なのか、なぜ保護なのかというようなことをメモしていただけますでしょうか。もう本当にメモで結構です。後ほど回収して丸をつけて返したりしませんので。事件の概要は6行ですね。この前後の事情は想像していただいて構いません。本来はこの6行だけで決めつけられるわけがないですね。ですから、その前後の事情というのが当然あるわけなので、特に弁護人の方、保護とされた方は、多分こういうことがあったんじゃないいか、だからそこは情状酌量の余地があるんじゃないのと、こういう感じでちょっとメモしていただけますか。——じゃあ、ここまでで済みません。途中で構いません。

次です。世の中というのは実はここからがミソなのです。今弁護人だった方、今検察官だった方、その逆の立場から考えていただきます。保護派の方は厳罰派から、厳罰派の方は保護派の立場から逆の立場を類推していただいて、メモで同じように書いていただけますでしょうか。検察官の方に書いた方は弁護人の方にも、弁護人の方を書いた方は検察官の方ですね。〔よのなか〕科では必ずこのように全員に両サイドから思考をめぐらせてメモをさせます。その上でディベートに入ります。

安藤委員 弁護できないですね。

藤原氏 弁護できない？ 弁護するかけらもない？

安藤委員 はい。

藤原氏 弁護人の場合は、この文章だけだとちょっと無理ですね。この文章の間を読んでいただいて、きっとこうだったんじやないかとかですね。ちょっとヒントを出すと、例えば少年Aがずっと少年Bから恐喝されていたとかいじめられていたとか、どうですか。あるいは家庭の事情とかどうですか。——はい、そこまでします。

では、今から本当にたった1分か2分で、お二人ずつ組んでいただいて、座長は裁判長ということで、二人の議論のどちらが強かったかということですね。本当に1分ちょっと。どちらがどちらでも結構なのですが、本当は強制したいのです。こっち側の方が検察、こっち側の方が弁護で、自分の意見とは別かもしませんが、いいですね。無理やり。弁護できないと言った方に弁護人側が回る。では、いいですか。ほとんど1分ちょっととしか差し上げませんので、できたら検察官の方から、これだけやってりやこうだろというような感じで、ちょっとミニディベートです。言い合いで構いません。つかみ合いにならないようにお願いしたいと思います。ではどうぞ。

[ディベート]

藤原氏 はい、ではそこまでにいたしましょう。

どうですか、皆さんの御判断で弁護側が勝ったと思う方、手を挙げてください。検察側が勝ったと思う方、手を挙げてください。それぞれの思い込みもあるかと思います。このディベートをやった後に、これを模擬裁判に仕立てるというようなことをやりますと、非常に立体的なものになりますし、そこに弁護士がいたりですね。最近では、呼べば裁判官も来てくれる、あるいは検察官もお忙しい中来てくれたりするのですね。そのように大人も加わった形で模擬裁判などをやられるともっと立体的に法律というものが身近になるし、最初にとにかくこういうのは全部厳罰だと言った子でも、議論をする中で変わっていったりします。変化していきます。また、弁護士の話を聞くとまた変わったりします。そのように正解主義ではなく修正主義で物事を考えていくということが非常に大事だと私は常々思っています。

では、DVDでこの授業を見てみましょう。8分ぐらいのものです。

[DVD上映]

藤原氏 これは7年前の映像です。

これは実は最初はピストルという設定になっていたのです。そうしたら、それがどこから入手されたかという議論ばかりになって、それで盛り上がりがちやつたので、ナイフに変えました。

左横にいるのがナカニシさんという私の親しい弁護士です。少年事件も結構担当した方です。

このクラスは実は〔上のなか〕科の授業を10何回かやった後ですので、相当鍛えられているのです。でも普通の中3だと思ってください。

後ろに、そのほかの子、役割がない子が裁判員という形で、当時は陪審員と言ってましたが、座っています。後でその判断を聞きます。

法廷では弁護人の質問という形になりますよね。あるいは検察もそうだと思いますが。この話法は非常に難しいのですが、すぐに子供たちが対応しているのです。結構事物のドラマを見ていますからね。

これは実はそれぞれ弁護側、検察側の作戦会議のときに大人が加わっているのです。それ

いろいろ入れ知恵したりもしているわけです。

[DVD終了]

藤原氏 というようなわけで、ちょっとプレゼンの時間をオーバーしていますが、あと2~3分。結論として、どうしてこういう授業が広がらないか、あるいはもっとゲストティーチャーがどんどん学校へ入っていいのに、それがなぜ行われないかを申し上げます。

二つ理由があるので、一つは校長です。学校の校長は、残念ながら、地域に向かって開くという意味が、地域社会を含めたマネジメントをやるとか、地域社会を再生していくとか、地域社会を盛り立てていくというような意見であるというところまで頭が回っていません。大体日本の小中学校は3万校、中学が1万校、小学校が2万校ですけれども、その校長3万人のうち、私の感覚では、7割方は厳しいです。非常に厳しい。どういう意味かというと、大概が、事務が非常にできて事務屋だった教頭がそのまま校長になっているケースと、もう一つは、生活指導屋と言うのですが、学校が猛烈に荒れた時期に体育系の大学を出して生活指導をやっていた人。そういう生活指導屋とか事務屋の校長ではもう通用しないですね。この複雑な成熟社会の中で、モンスター・ペアレンツだけではなく、子供たちがまず多様化し、それから子供の家庭が複雑化している。変化がものすごく激しくなっています。そこにまたおまけにいろいろな教育が降ってきますから、この複雑なマネジメントをやっていくというのは、外の力も得ながらでなければ無理なのです。もう教員の力だけでは無理。つまり、私はネットワーク型の学校経営と言っているのですが、外の力もがんがん入れていく。和田中は20人ぐらいの先生がいますが、同じ数ぐらいの大人が、もう毎日毎日、図書室の運営をやったり、授業の応援だったり、部活の指導をやったり、そういう形で入っています。つまり、20人でやるのではなくて40人の大人が経営しているというような形になっています。これができる校長は、今校長をやられている方の中では、まず1割の志ある人がいらっしゃるので、その方々。それから、その周りに恐らく教育すればできるんじゃないかなという方がいらっしゃるので、2~3割かなというような感じです。早く変わってもらいたいと思っています。

もう一つは、大学の教職課程で、ここに示したようなワークショップ型の授業技術、とりわけブレーンストーミング、知恵出し、ディベート、プレゼンテーション、それからロールプレイをりますよね。やっぱりロールプレイ、人の役割をまねることで社会的な役割をまねてその人の気持ちが分かったり、その人の役割が分かったりするわけですよね。そういうロールプレイの技術も実は学ばせていません。教職課程の中でのそういう重要な授業技術は、成熟社会ではもうみんなやっている。欧米に暮らしたことがある方だったら、あるいは教育機関を見たことがある方だったら分かると思いますが、フランスなんかは小学生からディベートさせていますし、アメリカなんかはこういうロールプレイはばんばんやるのですね。地域社会でもやる、学校でもやる。そういうブレスト、ロープレ、ディベート、プレゼンという基本的な、思考をくすぐる、思考力を高めるための授業技術が大学の教職課程では教えられていません。私が客員教授をやっています東京学芸大学でも教職課程の1・2年生の課程でディベートをちゃんと教えていないです。というようなわけで、日本の教育技術についてもかなり改善しなければならない。

その二つの理由をメインの理由として挙げておきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

大村座長 どうもありがとうございました。

最後に理由を述べるので質問は出ないはずだというお話がございましたけれども、それでも聞きたいことがあるという方もいらっしゃると思いますので、どうぞ御質問等ございましたらお願ひいたします。

藤原氏 ビデオについては、「藤原和博」と検索を入れていただければ、すぐに私のホームページ、「よのなかnet」というのが出てきます。そこで【よのなか】科のマスターティー チャーになりたいというタグがありまして、そこで「ビデオを見たい」というところから飛べば、ID・パスワードなしにカリキュラムのすべてが見れます。それから、このワークシートも、そういう意味では、24コマ分のワークシート、私のサイトで、ワークシートが使いたいという場合、それをただでPDFでダウンロードして使えるようになっています。あわせて御覧いただければと思います。

大村座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

藤原氏 出ないでしょう。

安藤委員 質問ではないのですけれども、結局、最初のリバプールの事件は、この犯人たちは全部戸籍も変えて……

藤原氏 IDを変えて出てきました。8年後に出できました。

安藤委員 それはイギリス国内での受け入れ方はどうなんですか。

藤原氏 出てきたときにはニュースになったので、私も日本でそのニュースを見ましたが、その後に何か事件が再燃したり話題になったということは聞いていないです。終身刑に近い判決が出たのですけれども、基本的には更生したとみなされて、IDをすべて変えて、名前も変えて、今は多分普通の生活をしているんじゃないかと思います。

神谷委員 学校の校長先生がなかなか外の人を入れたがらないという状況がある中で、今せっかく法律家の人たちがどんどん学校に入っていきたいという、ここをじやあどういうふうに突破していくといいのでしょうか。

藤原氏 簡単に言ってしまいますが、やっぱりこういう授業が一番必要なのは中学校なのです。中学校を変えると小学校にも波及しますよね。1中学校区に小学校が2校ぐらいあるという感じですから、中学校改革が肝なのですが、非常に具体的に言いますと、現在、中学校の校長が1万人いますが、恐らくあと10年で統廃合がかなり加速されますので8,000ぐらいにはなるんじゃないかと思うのです。その半分ぐらい、3,000人から4,000人ぐらいの校長を公募する。その公募校長なのですが、もし10年間で3,000人かえたとしても、私のような民間からのビジネスマンというのは非常にわずかだと思います。年収がめちゃくちゃ下がってしまうし、そんな物好きはそんなにいないですね。それより、本気で改革をしたいという教員から直接ですね。30代でも40代でも校長なんかできるのです。今はそうしていないです。年功序列ですので、それを崩して、30代、40代でもやる気のある教員に校長をやらせる。5年やって、もし教員にもう一回戻りたいというのだったら、戻してもいいと思うのです。そういう柔軟な人事制度が非常に必要です。

それから、今現在校長をやっていて、地域も取り込んで、非常にいい経営をやっている人が60歳になったときになぜやめなきやいけないかという、こういう話です。これを、60歳になったら公募校長に応募してもらえば、民間とか教員出身と競り合って、もしその人が

いいというのであればそのまま続けていただく。今は東京都でも再任用というのがあるのですが、給料が大体6割、7割ぐらいになるのです。嘱託となるともっと低くて、月に16万ぐらいの給料になってしまうのです。そうではなくて、本当に通用している人はそのままやってもらおう。65だって70だっていいんじゃないかな。

それから、ビジネス界でそれなりにやった人、団塊の世代の方々ですが、自分の地元の小学校、中学校で校長をやってもいいんじゃないかなという人は絶対いると思います。今、「坂の上の雲」が非常に話題ですけれども、あの秋山好古という人は陸軍大将までやったのですが、その後、元帥になるのを断って愛媛県で中学の校長をやっているんですよ。そういう志のある人がどんどん出てくれば、私は日本の教育はあつという間に変わるとと思うので、経済的に成功した人だったり、ある世界で一流になった人が、65からでもいいから、自分が30年、40年でつくり上げたネットワークを、そのまま自分の、できたら地元でお世話をなったか、自分の息子や娘あるいは孫がお世話になっている学校につなぎかえて、自分のネットワークをつなぎかえて死ぬというのが日本人の美意識みたいなふうになっていけば、秋山好古のような人たちがどんどんふえれば、私は変わると思いますね。だから、できたら公募制をもっとインセンティブがある形で、これは多分法律を、公募校長法のようなものをつくらないと、今は余り双方にとってメリットがないみたいな感じになっているので、インセンティブをつくらなければだめかなという気がします。

大村座長 どうもありがとうございました。

お二つ最後に問題点を指摘されて、今、校長の問題が出ましたけれども、あともう一つ、授業技術の話が出ていたかと思います。私ども、いろいろな先生方に授業のことやなんかも教えていただいたら、あるいは見せていただいたらするのです。ここには教育の先生方もいらっしゃるかと思いますが、ロールプレイングですかワークショップ型の授業というのはかなりふえてきてるように思うのですけれども、江口さんや磯山さんは何かその点について御発言がございますか。あるいはその他の点でも構いませんが。

磯山委員 先ほど指摘していただいた問題点は、多分教員養成の学部の規模によって授業のスタイルがどうしても制約されるということが考えられると思います。私の静岡大学の教育学部の場合は、学部全体が260名で、クラスを三つに分けていますので、1クラス100名程度で行うことができます。そういう場合には、今、表現力がとても大切と言われていますので、いずれの授業の中でもプレゼン型、ロールプレイ型の授業が教員養成課程では基本的に主流で取り組まれています。もう一つは、課題も残されていると最近指摘されていますけれども、キャリア形成の科目がほとんどの大学で取り組まれていますので、思考力を育成するためのトレーニングというのも全国的にどの大学でも取り組まれている傾向にあるかなと考えています。

藤原氏 PISA型の学力ですよね。

大村座長 ほかはいかがでございましょうか。

もう1点、最初に教科書のことをおっしゃって、教科書の重要性について触れられたかと思いますけれども、藤原さんが御提案のような手法と教科書の関係というのでしょうか、例えばきょうお示しいただいたようなものを教科書に取り入れていくということについてどのようにお考えなのかというところはいかがでしょう。

藤原氏 それを取り入れていかなければならないと思っています。実は2002年の春までに

そういう指導が文科省から行われませんと教科書が変わりません。つまり教科書メーカーが変えないということですね。それを強烈に働きかけようと思っています。例えば、国語においても表現とかコミュニケーションが大事だということはみんな分かっているわけです。その表現とかコミュニケーションを非常に大事にした教科書、例えば三省堂が数年前につくりました、平田オリザさんの教科書などです。今回、政府に張りついて表現技術教育というのを目玉にしようとしているわけですけれども、その平田さんのワークショップを前面に出した三省堂の教科書が、実は結果的に余り売れなかつたのです。なぜかと言えば、教員にとってこれは難し過ぎるみたいな感じでけられてしまったわけです。これは非常に寒い話で、その次の改訂のときに三省堂はさっさとそれを付録の方に引っ込めて、例によって「走れメロス」みたいな感じの、これを読みなさいみたいな感じの教科書になってしまっているわけです。そういうことをずっと繰り返していますと、日本の子供たちは言ってしまえば思考力が全然つかないので、私は是非こういうワークショップ型の授業が教科書の中にも取り入れられて、これをやらなければ中学を卒業させてはだめよと、それぐらいの感じでいかないといけないと思います。だって日本はもう裁判員制度がスタートしているわけですからね。私がきょうやったようなことをやらないで、つまり裁判というのは論理的に判断するものだと、それからとにかく厳罰にすればいいという話じゃなくて、保護の観点からも考えなければだめだということを教育しないで、あるいは少年法がなぜ16歳から14歳におりてきたのか、イギリスは10歳を超えていたらすべて地方の裁判所できちんと裁判が行われるわけですけれども、じゃあイギリスの方が日本人よりも成熟しているのか、そういう議論をちゃんと学校の中で生徒とともに地域社会の人たちがやって、そのような市民教育が行われた末に裁判員制度が生きてくるんじゃないかなと思うので、是非そのように入れ込みたいと思っています。

同時に、もう一つだけ触れたいのですが、日本ではこういうことがどうも道徳的に議論され過ぎてしまう。道徳というのが、逆に言いますと感情論みたいな形で教条的に教え込めばよいとされてしまう。政治家に勘違いしている人がいっぱいいるのですが、例えば思いやれということを教えると、先生が、「はい、思いやり入りました」というふうに言う正在でいるわけです。愛国心が大事だと言うと、「はい、愛国します」という。人間の心というのは人と人の間にはぐくまれるものなのでそんな単純なわけがないですよね。そういう感情的な道徳論ではなくて、日本の子供たちの理性のサイド、理性を鍛えていく。理性の運用技術のことを英語ではリテラシーと言いますけれども、リテラシー教育という方がどちらかというと私なんかはぴんとくるのです。理性を鍛えていく。そのために論理的に考えようとか、ディベートしようとか、ロールプレイしようとか、これを繰り返すことが非常に大事なんじゃないかな。とにかく法律を教えましょうではなくて、論理的に考える、理性の運用技術を教えるということがこれから大事な道徳教育ではないかと私は思います。

大村座長 どうもありがとうございました。

非常に率直で分かりやすいお話をしたので、まだ皆さんいろいろ御意見を述べたいとお考えだと思いますけれども、そろそろ時間でございますので、これで藤原さんのお話と意見交換は終了させていただきます。今後の法教育の在り方に今のお話を十分に活用させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

藤原氏 ありがとうございました。

大村座長 それでは次に移ります。その他ということになりますけれども、きょうは初めに講演を2件していただいた関係で順序が逆転いたしますけれども、事務局から資料の説明をお願いいたします。

中川参事官 お手元の資料目録に沿って御説明いたします。時間もありませんので簡単に御説明させていただきます。

資料1-1と1-2は、法教育推進協議会の開催要領と、新しく山本委員がお入りになりましたので、委員のメンバーを交代した名簿でございます。

資料2が、法務省のホームページ上で新たに「法教育」のバナーを立ち上げました。御覧いただいている委員の先生方も多いかと思いますが、御紹介させていただきます。この「法教育」のバナーをクリックしていただきますと、これまで法教育研究会、推進協議会で作成しておりますいろいろな資料等が即座にクリックできるという形で、見やすくしたというものでございます。

資料3-1から5が、そのうちの、ホームページに載っておりますが、法教育プロジェクトチームの件でございます。法務省として全省的に法教育を推進するということで、学校現場に関係機関等の職員を派遣することでプロジェクトチームが立ち上りました。

具体的には、資料3-2で講師派遣についてということで、公法系分野、民事系分野、刑事系分野ということで、お申し出があれば職員を派遣するという形にしております。実は、このバナーを立ち上げましたのが1月の中旬ぐらいであります。時間がたっていない関係もありましてまだ申込みがありません。是非皆様に御紹介いただきまして、学校の先生方に、こういう形で法務省も職員を派遣しますということで宣伝していただければ有り難いなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料3-3から3-5が、それ以前に法務省の職員が中学校で法教育を実施したものについてのニュースでありますとか、そのときの新聞報道等でございます。

資料4-1から4-4までが、1月30日に仙台で行われました法教育シンポジウムの関係でございます。ここにいらっしゃいます委員の先生方にも非常に御協力いただきまして、おかげさまで130名以上の来場者においでいただきました。その中の配布資料、それからそれについての朝日新聞の記事等々でございます。

資料5が、京都で法教育を推進するということで導入されるという記事でございまして、先ほど門川市長からも御紹介がありましたけれども、京都市教育委員会さん等と京都市にあるいろいろな法律の関係者が協力して法教育を推進していくというプロジェクトの御紹介でございます。

資料6が「法と教育学会」のチラシでございまして、これも昨年12月に設立準備総会というものが都内で開かれました。そして、本年の9月5日に第1回の学術大会が開催される予定でございます。是非、委員の皆様のお知り合いの方々にも、この「法と教育学会」の会への御参加を御紹介いただければと思います。

以上、資料6まで紹介させていただきました。

大村座長 どうもありがとうございました。

次に、法教育推進協議会の今後の活動について事務局からお諮りしたい点があるということですので、よろしくお願ひいたします。

中川参事官 一番最後の資料7を御覧いただけますでしょうか。今年度の法教育推進協議会の

目標としましては、更に法教育の普及活動を推進していくということをねらいに活動をしていきたいと思っているところですが、そのためにも教育関係者、法律関係者の方に関心を持っていただくということの一つの糧としまして、論文懸賞コンクールを実施してはどうかという御提案でございます。

主催は、この法教育推進協議会と、法律についてさまざまな情報提供をしているという観点で日本司法支援センターさん、同じく法教育についてのいろいろな情報発信をされている社団法人商事法務研究会さんという3団体を考えております。対象者は、教育関係者、法律関係者、大学生又は大学院生で考えております。

この論文の題目というのは、あくまでも例示でございますけれども、法教育の意義や必要性、それから学校現場における法教育の体系や教育方法あるいは連携の在り方等々ということです。

実施時期でございますが、今年度の5月から8月ぐらいまでに論文を募集いたしまして、10月が法の日週間、法の日、いろいろなイベントがございますので、そのころに合わせて受賞者を決定し、いろいろなところで掲載するというものでございます。

詳細につきましては、もしこの協議会でこのコンクール実施について御了解がいただけるようありましたら、委員の方々数名と、関係機関と更に詰めた中身について検討してまいりたいと思っておりますので、ひとつ普及を図るという観点から論文懸賞のコンクールを行うということの御提案をさせていただければと思っております。

大村座長 どうもありがとうございました。

法教育の普及を図るための一助として懸賞論文コンクールをしてはいかがかということでしたけれども、これは実際にやることになりますと、いろいろ細かなことをセッティングする必要があろうかと思います。そういう話の前に、基本的な考え方についていかがかということについて御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

坂田委員 私ども法テラスとしましては大変意義深い催し物だと考えておりますので、主催として協力させていただきたいし、今後どんなふうに中身を詰めていくのかについてもできる限りの知恵を出していきたいと考えております。

大村座長 ほかの委員の方、いかがでございましょうか。特に御発言ございませんか。

村松さん、どうですか。

村松委員 実際中身をどうしていくのかというのはなかなか難しいところがあるのかなと思うのですけれども、取り組みとしてはおもしろいかなと思っております。こういう活動を通じて法教育が広まっていく一つになればいいなと思いますので、私としても賛成であります。

大村座長 今御指摘がありましたように、中身をセットするために主催が法教育推進協議会だということなのですけれども、ここで何かというのも難しいので、適宜の方に御協力をいただいて実施委員会みたいなものをつくり、そこで細目を詰めるということになろうかと思います。そうしたことを含めて、どのように進めるか事務局の方で検討を進めさせていただきたいと考えておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

笠井委員 やるのであれば、やはりある程度の数が集まらないといけないと思いますので、宣伝はしっかり。やはり各大学とかに大分協力をいただかないといけないと、学生であれ、教員であれ、そういう人が応募するのでしょうかから、必要があると思います。

大村座長 そうですね。今の御指摘も踏まえまして、普及のための活動であります、その普

及ということも考えながらやるということで対応させていただきたいと思います。

それでは、今のようなことで進めさせていただくということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

本日予定しております議題は以上ですけれども、何かございますでしょうか。

それでは、本日はこの程度にさせていただきまして、次回の予定につきましては、また事務局の方から御連絡させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。これで閉会にさせていただきます。

-了-

